

障害者基本法の改正 2011年8月5日に公布、施行

<教育に関わる改正の概要>

これまで就学先の決定に当たっては、特定の基準に該当する子どもは原則特別支援教育を受けることとされていたが、この改正により、地域社会での共生という基本原則に則り、障害者本人及び保護者の希望に応じて、可能な限り障害者が障害者でない者と共に教育を受けられるよう配慮しなければならないことが新たに規定された。

以下、第二章「障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策」 第16条「教育」の条項全文

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

改正法の概要

2006年に国連で採択された「障害者権利条約」の批准に向け、国内法整備の一環として行われた改正。特徴としては ①障害者の定義の拡大と ②合理的配慮概念の導入。

①障害者の定義の拡大

第2条で「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」となったため、性同一性障害のように以前は「障害者」に含まれなかった人も広く法の対象とされることになった。

これは、従来の障害者の捉え方が、心身の機能的損傷という「障害者の医学モデル」を重視していたのに対し、実際の社会的障壁から「障害の状態」の判断をする、という「障害者の社会モデル」へ見解を転換したため。これは障害者権利条約批准のために大きく変更した点である。

②合理的配慮の概念

第4条2項にて「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」とした。これを受け、「障害者差別解消法（2013年成立→2016年施行）」でも、この合理的配慮について、日本国政府や地方公共団体や法人については義務、一般事業者については努力義務を課すこととなった。